

# いじめ防止基本方針

遠野北小学校

※「いじめの防止等のための基本的な方針」平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定

※「岩手県いじめ防止等のための基本的な方針」平成 26 年 4 月

※ 生徒指導リーフ「いじめのない学校づくり」文部科学省 国立教育政策研究所

※「いじめの防止等のための基本的な方針」平成 29 年 3 月 14 日改定

※「岩手県いじめ防止等のための基本的な方針」平成 29 年 9 月改定

※「遠野市いじめ防止基本方針」平成 29 年 12 月改定

を参考に平成 31 年 3 月改定

## 1 いじめ防止についての基本的な考え方

### (1) 本校の教育目標の具現の観点から

本校の教育目標「豊かな心をもち、心身ともに健康な子ども」の育成を達成するために、目指す児童像として「明るく思いやりのある子ども（協調性に富み、人間性豊かな子ども）」を掲げている。

児童が楽しく豊かな学校生活を送るために、いじめ問題に正面から対峙し、いじめのない学校づくりを推し進めていくことが肝要である。

### (2) 法的根拠から

「いじめ防止対策推進法」が制定され、「学校いじめ防止基本方針」の策定、「いじめ問題への対策のための組織」の設置が義務づけられ、いじめの未然防止・早期発見に計画的に取り組み、対応に備えることが求められている。

### (3) 基本的な考え方

「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうる。」という認識の下、取り組むことが肝要である。本校ではいじめ防止のための基本姿勢を以下のようにとらえる。

- ① 学校、学級内でいじめを絶対に許さない雰囲気づくりに努める。
- ② 教師間、教師と児童、保護者が相互に信頼できる人間関係づくりに努める。
- ③ いじめの早期発見・早期対応に真摯に取り組み、「いじめ0」を目指す。
- ④ いじめ問題について、保護者、地域及び関係機関との連携を深める。

### (4) いじめの定義

いじめは、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律 71 号。以下「法」という。）第 2 条において次のように定義されている。

(定義) 第 2 条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うことが必要である。起こった場所は、学校の内外を問わない。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合は多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第 22 条の「いじめ防止等の対策のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」という）を活用して行う必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ，集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷な嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には，犯罪行為として取り扱われるべきと認められ，早期に警察に相談することが重要なものや，児童生徒の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるような，直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては，教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で，早期に警察に相談・通報の上，警察と連携した対応を取ることが必要である。

## 2 いじめ防止等のための組織

いじめ防止，早期対応を行うため，学校いじめ対策組織を以下の通り設置する。

### 遠野北小学校 いじめ防止推進委員会

#### 1 構成員

- ・校長 ・副校長 ・教務主任 ・生徒指導主事 ・教育相談担当 ・養護教諭
- ・スクールカウンセラー ・当該児童担任

#### 2 業務内容

- (1) 「いじめ防止基本方針」について，児童・保護者・地域等へ説明（年度初め）
- (2) 「いじめ防止」に関わる校内研修（夏季休業中）の実施
- (3) 未然防止の推進
- (4) 「いじめ防止基本方針」に基づいた取り組みについて，進捗状況の把握と検証（年2回：6月と11月）
- (5) 個別面談や相談の受け入れ，及びその集約
- (6) 発見されたいじめやいじめが疑われる事案，重大事態発生時への対応を決めて実行
- (7) 保護者等への啓発に関すること

#### 3 関係機関との連携

いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の報告，重大事態発生時の対応を組織的に行う。

- 【連携する機関】
- ・遠野市教育委員会 62-4412 ・警察 62-0110
  - ・民生児童委員 ・地域教育協議会
  - ・教育相談員 ・スクールカウンセラー ・児童館
  - ・管理者やプロバイダーへの書き込み削除依頼 等

### 3 いじめの未然防止のために

全教育課程，全学校生活の中で「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し，豊かな情操や道徳心を培うようにする。また，教育活動の中で一人一人の役割を明確化し，自己有用感や自己存在感をもたせるようにする。

うまくいかなかったこと，失敗したこと，友達とすれ違いがあったこと等の経験を人間関係の構築やよりよく問題を解決する能力の育成，さらには，ストレスに適切に対処できる力を育成する機会ととらえ，意図的に指導を加えるようにする。

#### ○ 年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全教職員	<p>○「いじめは許されないこと」の理解を促し，豊かな情操や道徳心を培う。</p> <p>○人間関係の構築や，よりよく問題を解決する能力の育成等を指導する。（休み時間，学校行事 等）</p> <p>○児童会・委員会活動・学校行事では，児童が主体的に活動できるように，指導・支援する。</p> <p>○保護者に対して，いじめ防止等の取り組みについて説明したり協力の呼びかけ等を行ったりする。</p>											
	○新年度組織役割分担確認		○いじめをなくそう（児童会）		○「いじめ防止」校内研				○いじめをなくそう（児童会）			
担任	<p>○学級経営→ 児童が自分の居場所を感じられるような学級経営に努め，児童との信頼関係を深める。</p> <p>○授業づくり→ 全ての児童が授業に参加し，「わかる授業」を行い，成就感・達成感等を味わわせる。</p> <p>○道徳の授業→ 年間計画を基に実態に応じた指導を確実に行う。</p> <p>○学習規律→ チャイム席，発表の仕方や聞き方，学習道具の準備等，全校統一した指導を徹底する。</p>											
	○学級開き ○児童理解	○「北小っ子のきまみり」振り返り活動①	○道徳授業重点月間 ○生活アンケート① ○教育相談 ○情報モラル教育（5年）			○「北小っ子のきまみり」振り返り活動②		○生活アンケート② ○教育相談	○道徳授業重点月間 ○「北小っ子のきまみり」振り返り活動③		○生活アンケート③	○「北小っ子のきまみり」振り返り活動④ ○来年度への引き継ぎ
その他			○いじめアンケート（保護者向け）	○いじめ防止推進委員会				○いじめ防止推進委員会				

#### (1) 学級開き・学級経営

児童同士や先生との初めての出会いを大切にし，個々の児童がスムーズに学級に適応し，目標をもって新学期を迎えられるように配慮する。友達のよいところを認めたり，学級の問題を皆で考えたりする場とする。

#### (2) 授業作り

学習形態や学習方法の改善により，「わかる授業」を行い，成就感，達成感，充実感を味わわせるとともに，ペア学習やグループ学習等において考えを交流したり，教え合ったりする中で，お互いの考えを分かり合い，その違いを尊重することの大切さを実感させるようにする。

(3) 道徳

資料を精選し、公共のモラル、思いやり、豊かな情操等の価値項目を重視し、人間としての基本的な行動規範について具体的に取り上げ、指導する。6月と11月は、「B主として人との関わりに関すること」を道徳の重点指導内容として全校一斉に指導を行い、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。

(4) 学級活動

一人一人の役割を意図的に設定し、学校行事や日常の係活動、委員会活動等を通して、自己存在感をもたせ、責任をもってやりとげる充実感を味わせるとともに、相互に認め合う人間関係を構築する。

(5) 基本的な生活習慣の指導

「北小っ子のきまり」を守って学校生活を送ったり、休み時間は友達と仲良く遊んだりしながら、社会性を身に付けたり、集団意識を高めたりするように指導する。

(6) 学校行事・放課後活動

目標を明確にした取り組みを通して、目標達成に向けた取り組みを支援したり、社会性を身につけたりすることができるように指導する。また、陸上・水泳や応援練習等の活動を通して、励まし合い協力し合いながら切磋琢磨する喜びを感じ取らせる。

(7) 保護者、地域及び関係機関との連携

P T A総会、家庭訪問、懇談会、学校・学年・学級通信、連絡帳、学校行事等において、児童理解や情報共有に努め、必要に応じて対策を講じる。

(8) いじめについての共通理解

「いじめ防止」に関わる校内研修（夏季休業中）において、未然防止等に関する全教職員の資質向上を図る。全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気や学校全体に醸成していく。

(9) 児童会・委員会活動

「いじめをなくそう」（年2回の取り組み）や基本的な生活習慣を身に付けるための取り組みを児童が主体的に行い、いじめのない学校づくりを目指す。

(10) 情報モラル教育

5年生を対象にした情報モラルに関わる授業を毎年実施する。

#### 4 いじめの早期発見のために

(1) 児童の様子について、担任をはじめ多くの教員で観察し、職員朝会や職員集会、校内就学指導委員会、職員会議等の場で共有する。

(2) 普段の様子に変化が見られる児童については、担任、学年長、養護教諭、生徒指導主事等で連携を取りながら、声かけを行い、安心感を与える。

(3) 生活アンケート（6月、11月、2月）、教育相談を基に、人間関係や学校生活等の悩みの把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示す。

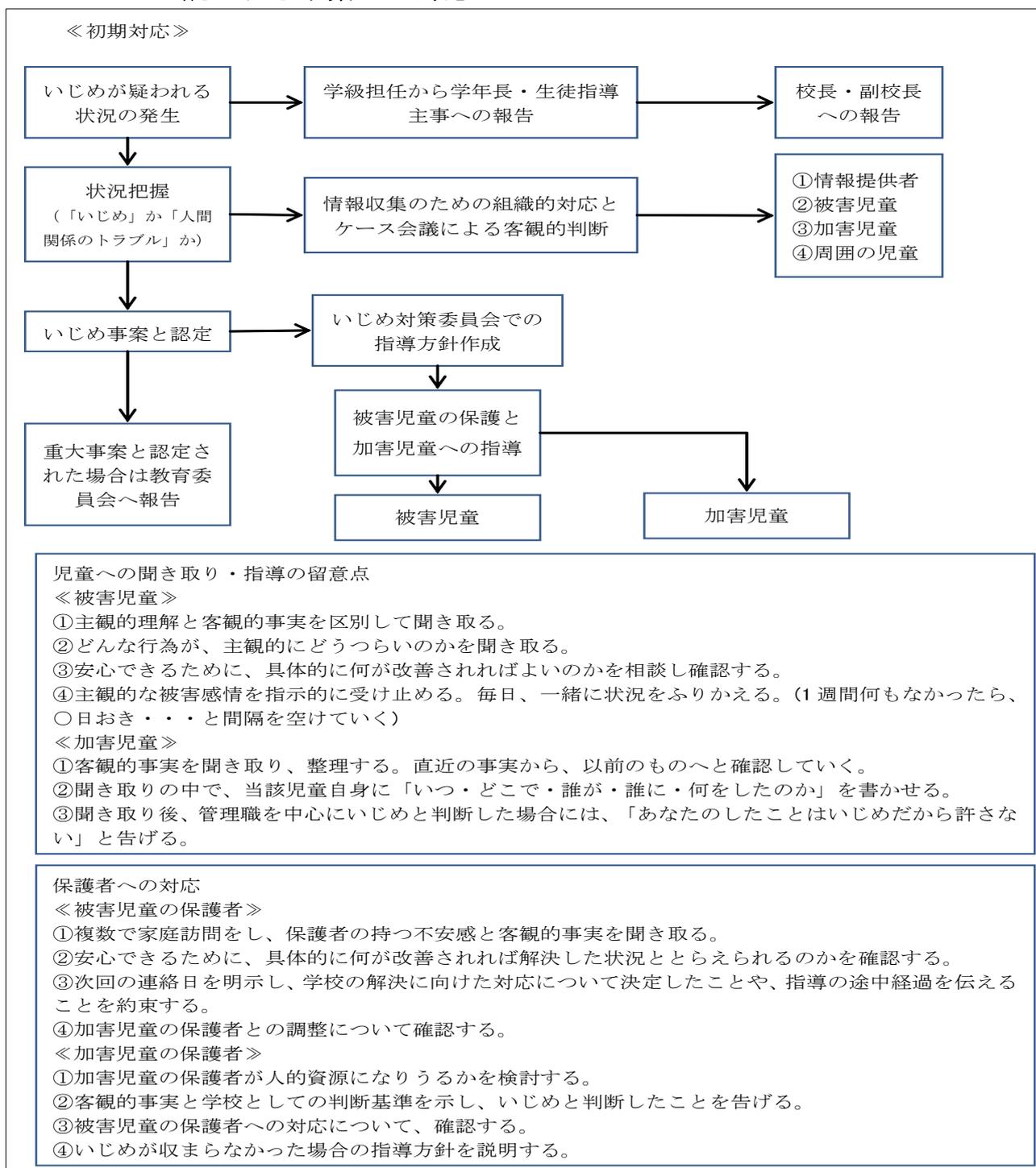
(4) いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できること、相談することがとても大切であること、いじめ、悩みの解決に親身になって対応することを伝える。

(5) 児童・保護者に対して、学校をはじめとする電話相談窓口について周知する。

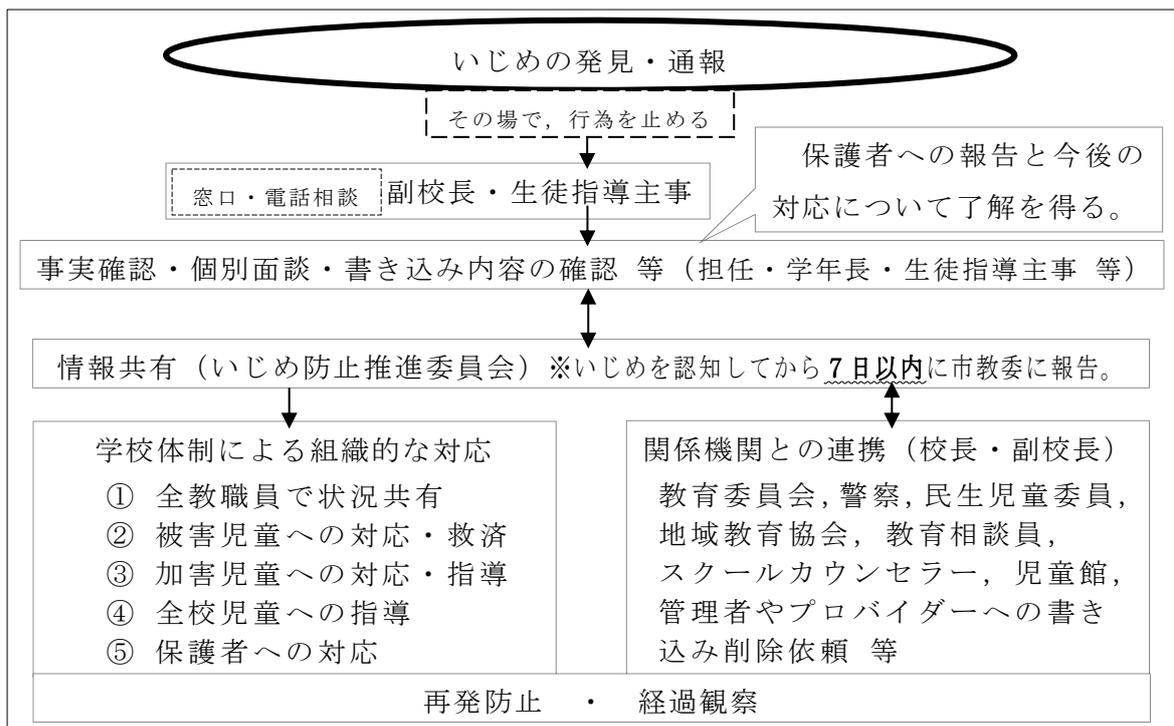
## 5 いじめへの早期対応のために

- (1) 職員が発見もしくは児童・保護者から訴えがあったいじめについては、速やかに校内いじめ対策委員で対応を決めて実行する。
- (2) いじめに係る情報は、速やかに学年長や生徒指導主事に報告しなければならない。特定の職員で問題を抱え込まず、校内いじめ対策委員や全職員での対応を行う。
- (3) 児童に対して、実態に応じて、以下の事項について指導する。
  - ① いじめは絶対に許されないことであることを理解させる
  - ② いじめによって相手が傷つき、苦しんでいることに気付かせる
  - ③ いじめてしまう気持ちを聞き取り、児童の心の安定を図る
  - ④ いじめられている児童には、解決したことを伝え、安心させるとともに、保護者に対し事実関係を正確に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、連携しながら進めていくことを伝える。

## 6 いじめが疑われる事案への対応について

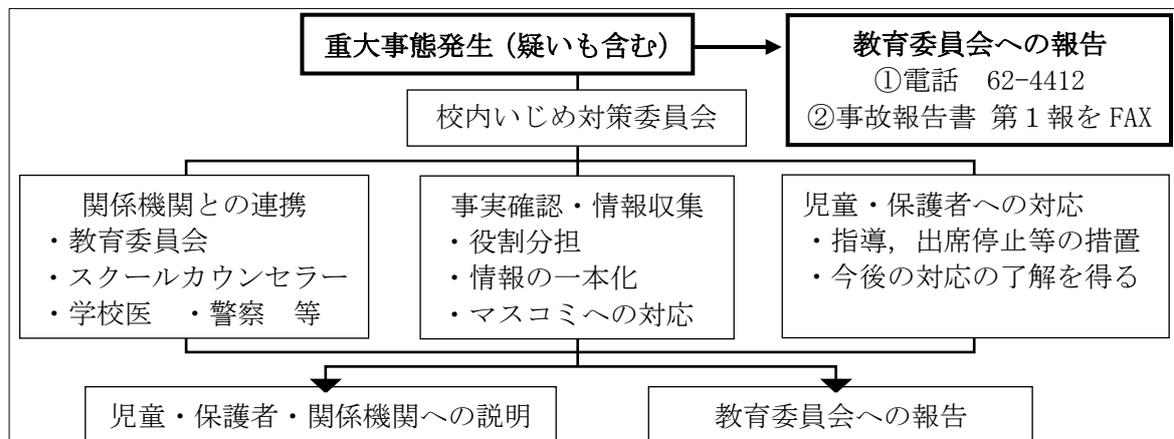


## 7 いじめへの対応に関すること



## 8 重大事態への対応に関すること

いじめが原因で、児童の生命、心身、財産等に重大な被害が生じた疑いがある場合や学校に登校できなくなった場合には、早急に対応する。



## 9 地域や家庭との連携

いじめ防止基本方針についてPTA総会を通じて保護者に説明し、いじめ防止の取り組みについて理解と協力を得る。また、地域教育協議会を通じて地域の方々にも説明し、理解と情報提供等の協力を得る。

取り組みの評価については、学校評価に以下の項目を加え、自己評価するとともに、学校の評価について保護者、地域教育協議会の評価を頂き、取り組みの改善を図る。

### ◆ 学校評価項目内容 (表現については、校内いじめ対策委員会で検討する)

いじめの未然防止・早期発見に関わる取り組みに関する事の実施状況。

## 10 市教育委員会との連携

- ① 保護者対象いじめアンケートの実施 (6月)
- ② ①と児童対象アンケート結果、その後の対応状況についての報告

## 11 その他 この基本方針は、年度末の他、必要に応じて見直しを行うものとする。